

令和6年度第2回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和6年7月10日(水) 午後1時30分～午後2時55分

場 所 花巻市役所本館3階 302・303会議室

出席者 委員出席者 10名 高橋 秀憲(会長・富士大学名誉教授)、早野 こずえ(副会長・いわて男女共同参画サポーター)、熊谷 久(花巻労働基準監督署)、竹内 恭子(花巻警察署)、佐藤 道輝(花巻農業協同組合)、高橋 英明(花巻商工会議所)、平賀 朋枝(花巻市社会福祉協議会)、草木 幸子(花巻市民生委員児童委員協議会)、晴山 淳子(花巻市地域婦人団体協議会)、渡邊 ひとみ(公募)

市側出席者 6名 阿部 晋(地域振興部長)、坊澤 尚行(地域づくり課長)、大竹 誠治(地域づくり課長補佐)、藤村 真由美(地域づくり課市民協働係長)、富松 大地(地域づくり課市民協働係主査)、紺野 優加(地域づくり課市民協働係主査)

傍聴者 2名

次 第 1 開 会

2 あいさつ

3 審議

(1) (仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入に関するパブリックコメント等の実施結果について

4 その他

5 閉 会

1 開会 (開会 午後1時30分)

坊澤地域づくり課長 本日はお忙しいところご出席くださりまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。
初めに、高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 2日続けて豪雨のような中ですが、パブリックコメントの結果についての意見を伺うことになると思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。なお、本日、広島高裁で性転換には身体的な手術が必要ないということで、外観要件は違憲の疑いがあるという決定が出ました。ということは、逆に身体的な特徴で男女とか、あるいはLGBTを分けるということが結構難しくなるというところで、そのあたりの対応とかも細かなことは、本日、この場での審議内容ではありませんけれども、考えていかなければいけないのだろうなと思いました。長くなりましたが、ご挨拶に代えさせていただきます。

坊澤地域づくり課長 ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、ここからは会長に進行していただきます。よろしくお願いいたします。

3 審議

(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入に関するパブリックコメント等の実施結果について

高橋会長

それでは進行させていただきます。本日は、(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入に関するパブリックコメント等の実施結果についてということで、(仮称)は取れることになるようですが、事務局よりパブリックコメント等でいただいた意見と、それに対する市の考え方をご説明いただいた後、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。それではまず、事務局よりご説明をお願いいたします。

大竹地域づくり課長補佐

最初に、本日皆様方のお手元にお配りいたしました資料ですが、先日お配りしたものと一部修正しているところがございます。その点につきましては、説明の中で申し上げてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。資料をお配りいたしましたから再検討した部分がございますので、ご容赦をいただきたいと思います。

それではご説明申し上げます。パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入に関しましてパブリックコメント、地域自治推進委員会、地域協議会、議員説明会といった機会にいただきてまいりましたご意見とそれに対する市の検討結果について、これまでの審議会でもお話ししてきたことにはなりますが、当市では同性カップルの法律婚が認められていない現状において、性的少数者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するために、令和4年6月議会以降、同性カップルの関係性を自治体が認めるパートナーシップ制度の導入の検討を進めてまいりました。また、制度導入の検討を進める中で、本審議会でご意見を伺ってきたこと、先例自治体の状況の調査のほか、性的少数者の方々を支援する団体からご意見を伺ってまいりました。その際には、「日常生活では当事者の家族も含めて悩みや困り事が多いことから、親や子も含めて家族として協力し合う関係であると認めるファミリーシップも必要である。」「いわゆる事実婚の対象として含めた方がいい」というお話をいただいております。こうしたご意見を受けて検討いたしまして、当市としては同性カップルだけでなく、その親や子も含めたファミリーシップ制度、そしていわゆる事実婚の方々も対象とした制度としたいと考えまして、条例素案を作成し、市民参画の方法として、パブリックコメントの実施、地域自治推進委員会・地域協議会からの意見聴取を実施し、意見を伺ってまいりました。なお、本審議会につきましても、市民参画の方法の一つとして位置付けているものでございます。この点につきましては、4月の審議会でもご説明申し上げたとおりでございます。

それでは、パブリックコメントの実施結果からご報告いたします。実施期間は5月22日から6月20日までの30日間、資料の配置場所は地域づくり課、総務課、各総合支所地域振興課の窓口のほか、各振興センター、市立図書館、なはんプラザ、イトーヨーカドー内のぷらっと花巻などに備え付けたほか、市のホームページで資料を公表いたしました。資料の閲覧件数につきましては、施設への備付が45件、市ホームページによるものが204件の計249件となっており、11名の方から54件のご意見を頂戴しております。いただいたご意見とご意見に対する市の考え方につきましては、資料No. 2にまとめております。

続きまして地域自治推進委員会・地域協議会での意見聴取結果でございますが、開催日は大迫地域協議会、東和地域協議会が5月20日、石鳥谷地域協議会、花巻市地域自治推進委員会が5月21日で、こちらにつきましてはいずれも諮問ではなく意見の聞き取りとして実施しておりまして、合計で20件のご意見をいただいております。

最後に、市民参画として実施したものではありませんが、議員説明会につきまして、5月15日に開催して13件のご意見をいただいております。

ただいま申し上げましたパブリックコメント、地域自治推進委員会・地域協議会への意見聴取と議員説明会につきましては、4月18日に実施した本審議会でご説明した内容を踏まえて実施してきたものであります。

それでは、パブリックコメントや地域自治推進委員会・地域協議会、議員説明会でいただいたご意見についてご報告をいたします。たくさんのご意見をいただきましたので、この場で全部は申し上げられませんので、ご了承いただきたいと思います。

資料No. 2の4ページ、意見No. 4をご覧ください。制度の導入に当たって、相談窓口をどのように設置するのかというご質問をいただいております。本制度や多様な性に関する相談につきましては、第一義的には地域づくり課が窓口になりますけれども、必要に応じて庁内の各課や関係機関と連携して相談対応に当たりたいと考えてございます。

4ページ、5ページの意見No. 8、9では、制度の周知に関するご意見、ご質問をいただいております。制度を導入した場合に、当事者の方々が安心して制度を利用するためには、例えば市役所窓口で意図せずアウトティングされるといったことがないように周知の徹底を図る必要があると考えております。このことから、条例の制定後に周知期間を設けた上で施行したいと考えたところです。市民や事業者向けのガイドブックの作成や職員向けの研修をしっかりと行いまして周知を図りたいと考えたところです。

資料No. 2の13ページをご覧くださいと思います。意見No. 18、19になります。

なぜ市民の意識を把握するためのアンケート調査などを実施しなかったのかというご意見を頂戴いたしました。このことにつきまして、アンケート調査は一定の市民を抽出して、意識の傾向を把握するには有効な方法であると認識しておりますけれども、全市民を対象により広くご意見を伺うためには、パブリックコメントの方が適していると考えたところであります。その理由につきまして、パブリックコメントでいただいた意見に対しましては、このように市の考えにつきまして、こういった審議会の場でご意見も頂戴した上で、公表することとしていることと考えているものでございます。

また、意見No. 20から意見No. 22でございますが、市内にどの程度当事者の方々がいるのか、利用する方が少ないと見込まれるのであれば、わざわざ制度を作らなくてもいいのではないかというご意見を頂戴いたしました。これにつきまして、県が発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によりますと、日本人の人口の3%から10%はLGBTであるというように記載をされております。さらに、当市がパートナーシップ制度の導入を検討するきっかけとなりましたのが、先ほど申し上げましたけれども、令和4年6月議会で、当事者の家族からご相談を受けた議員の方から一般質問を受けておりますことから、市内にも制度の導入を望む方がいらっしゃるものと考えておりますし、本制度は、性的少数者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するために導入しようとするものでありますことから、利用する方が少ないから導入しないということではなく、悩みを抱える当事者の方が制度の利用を希望した場合、いつでも制度を利用できるように導入を進めてまいりたいと考えたものでございます。

No. 24、25でございますが、制度を導入することによりまして、同性愛や同性婚に

反対や慎重な立場の方々に対して、バッシングなどが起こる可能性があるのではないかというご意見をいただいております。昨年6月23日に公布、施行されました「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法と呼ばれるものでありますけれども、この法律の第3条の基本理念には性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないと規定されております。本制度を導入することにより、性的少数者の方々や事実婚のカップルが感じる生きづらさを少しでも解消したいと考えているところでありまして、異性愛や多数者の方々を否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすものではないと考えてございます。制度の導入に慎重な立場の方々が意見を表明する機会などを奪う、あるいは言論の自由を阻害するというようなものではないと考えたところでございます。

またNo.38では、制度を導入する経緯についてと制度の導入によるデメリットについてもご質問をいただいております。制度を導入する経緯につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。制度を導入することによってのデメリットでございますが、この制度は他者の生活や権利を脅かすものではなく、デメリットについては特に想定していないところであります。

次にNo.33からNo.35、子どもの成長にどういった影響があるかを考えるべきであるというご意見も頂戴いたしました。このことにつきましては、以前に当審議会でも話題に挙がりましたが、男女の夫婦であったとしてもDVやネグレクトが行われる可能性はあり、同性のカップルだからといって必ずしも子どもに悪影響があるとは考えておりません。親が同性であることを理由に周囲から差別的な扱いを受けることがないよう、理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

意見No.47でございますが、9月議会においてパートナーシップ条例を制定することは拙速ではないかというご意見をいただいております。これについては、地域自治推進委員会・地域協議会においても同様のご意見をいただいております。先ほども申し上げましたように、当市では令和4年6月に当事者のご家族から相談を受けた議員の方から一般質問で制度の導入について問われた際に、検討する旨の答弁を行っております。その後、本審議会でもご意見をいただきながら検討を進めてきたことにつきましては、皆様ご承知いただいております。また、令和5年3月議会での市長施政方針におきまして、条例による制度の導入について検討を進めることを、そして本年3月議会の市長市政方針では、異性間の事実婚とファミリーシップも含めて検討し、本年中の条例制定を目指していることを表明しております。さらに、本年3月議会の一般質問でも、施政方針と同様の答弁をしております。この内容につきましては、本審議会の場でもご報告差し上げて、ご意見もいただいております。ございまして、決して拙速に進めてきたものとは考えておりません。

23ページのNo.45では、住民投票によって市民の意見を直接問うべきとのご意見もいただいております。住民投票につきましては、花巻市まちづくり基本条例第24条に規定をされております。市のホームページにまちづくり基本条例の解説文を掲載していますが、そちらでは住民投票を実施した場合でもその結果がそのまま本市の意思決定になるものではないということにつきましても記載されております。市民の皆様には様々なお考えがあることも踏まえまして、パブリックコメントの実施によりご意見をお伺いしたところでございます。それを踏まえまして、条例案を作成し、いただいたご意見も公表させていただいた上で、最終的には市民の皆様から選挙で選ばれた議員で構成される議会の本会議でご判断をいただきたいと考えたものでございます。

また、資料No.3になりますが、地域協議会や議員説明会では、条例ではなく要綱で制定し、その後に条例を制定することでもいいのではないかというご意見もいただいております。条例で制定することについての考えは、先ほど申し上げたとおりでござ

ざいますが、仮に要綱で導入した場合でも、一度運用を始めた制度について、簡単に変更したり廃止したりすることはあってはならないと考えてございます。この制度は元々、割合からすれば少数の方々を支援するものでございます。また、ご覧いただいたとおり、制度の導入に反対のご意見も賛成のご意見もいただいたところでありませう。このように市民の間に様々なお考えがあることも踏まえ、議会で議論をいただいて、条例で制定することを目指して進めたいと考えております。

いただいたご意見について、市として検討した結果をかいつまんでご報告いたしました。今回 200 件を超える閲覧数で、パブリックコメントでは 11 名の方から 54 件の意見をいただいております。これは県内で先に導入している市と比べましても、非常に多い方です。これも条例として制定することとしまして、市民参画を実施したことによって、関心を持っていただけたことによるものと考えております。改めまして、ご意見をお寄せいただいた皆様にこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

その上で、ただいまご説明いたしましたとおり、いただいたご意見を検討いたしました。条例と規則の素案でお示しした制度の内容そのものの変更を要するものはないと考えているところですが、先ほどもご説明いたしました意見 No. 8、9 のほか、意見 No. 13 もそれに当たるかと思えますけれども、その他にも制度の周知に対するご意見をいただいております。この点を踏まえまして、制度の導入後、条例の制定から施行まで 3 か月程度の間隔を空けまして、その間にも周知活動を行ってまいりたいと考えました。

周知につきましては、以前も申し上げましたとおり、議会で議論をいただいて条例として制度を導入する経過そのものが周知に繋がるものと考えてございますが、その上で改めて市民の皆様、市の職員に発信を行ってまいりたいと考えております。

なお、周知に関しまして、事前に送付した資料 No. 1 の今後のスケジュールでは 9 月議会に上程し、令和 7 年 1 月からの施行予定と記載しておりまして、そのように進めようと考えて作業を進めてきたところではありましたが、制度の中身について説明するガイドブックについて、やはり審議会委員の皆様からご意見をいただいて、そういったものを整備した上で条例を提案する必要があると考えたところでもあります。また、4 月の審議会の際にも触れましたけれども、岩手県が提唱するパートナーシップ制度の自治体間連携というものがございませう。これは端的に申し上げますと、県内でパートナーシップ制度を導入している自治体間での制度利用者の転入転出につきまして、転入先での再度の宣誓などの手続きの簡略化について連携して取り組むものであります。4 月の審議会でご説明申し上げた際には、本市としては加入することは考えていないと申し上げたところでもありますけれども、この内容について再度検討をいたしまして、当事者の方々の利便性を広げるものであれば、県内の制度導入自治体と連携して、多様な性への理解促進についての考えも共有できるのではないかと考えまして、この点について新たに条文に規定することも考えておりますが、このことによって素案で提示した制度の要件等を変更するものではないということをご申添えませう。

以上を踏まえまして、改めてスケジュールを検討いたしました結果、9 月議会への提案は難しいと考えまして、議会への上程を 12 月とした上で、施行日については令和 7 年 4 月 1 日からとしたいと考えたところでございますので、委員の皆様には、そういった意味で本日資料の修正をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。また、先ほど申し上げましたとおり、その案を作りましたならば、大変恐れ入りますが、再度審議会の場で皆様方にご説明を差し上げて、ご意見を頂戴してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは資料 No. 1 に戻っていただきまして、条例・規則の名称についてご説明い

たします。先ほど会長からもお話がございましたように、(仮称)を取らせていただいております。今回、パブリックコメントを実施するに当たりましては、何をする条例であるかということをつかりやすく伝えるという意味も込めまして、条例・規則の名称を(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・施行規則としておりましたけれども、名称につきましてのご意見は特にいただいておりますので、(仮称)を取りまして、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・施行規則としたいと考えてございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、議会への上程は12月、施行は令和7年4月1日としたいと考えております。その際には、庁内の例規審査委員会等で条文の記載の仕方につきまして、例規特有の書き方もあるものですから、それに合っているかという点も審査をいただきまして、作業を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上となりますけれども、先ほどの自治体間連携について、あるいはスケジュールをこのように考えたという点も含めまして、それからいただいたご意見に対する市の考え方につきましてもご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

高橋会長

ただいま、事務局から本日の資料についての説明がありました。パブリックコメントや地域自治推進委員会・地域協議会からの意見聴取といった市民参画を実施し、それらの意見について検討した結果、条例の名称については意見がなかったことから、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・施行規則としたいとのことです。(仮称)を外すということですね。

また今後のスケジュールについては、当初9月議会に上程し、議決後すぐに運用開始する予定としていたが、ガイドブックの作成に時間を要することから、12月議会に上程することとし、制定後も庁内や市民、事業所への周知のために周知期間を設けて4月1日施行としたいとのことでした。このことについては、周知をしっかりとしてほしいという支援団体からの意見や、パブリックコメントでもアウトティングによる二次被害を心配される意見もあったとのことです。

なお、検討の結果、素案の内容の見直しが必要と考えたのは施行日の1点とのことであります。

これについて、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

渡邊委員お願いいたします。

渡邊委員

資料を全部読んできましたが、今、会長さんがおっしゃったことについては、私は良かったと思います。

条例としたことによって、このぐらいたくさんの反響があったということ自体がやはり条例にした意味があったのではないかなと思います。全部読んでみて感じるのは、性的マイノリティの現状や条例に関する理解不足があって、いろんな不安なことがあるのだなと意見を見て思いました。そうすると理解を深めさせるということが大事なわけですが、先ほど説明にもあったように、性的マイノリティの方が3%から10%ということで、左利きの人も10%だそうです。そうすると、はっきり表してはいないけれども、たくさんいらっしゃる。今は世界の流れも多様性の尊重とか人権ということが主流になってきていて、日本でもパートナーシップ制度を取り入れている自治体の人口が日本全国の約6割以上になっているということを考えれば、やはり花巻市がこの条例に取り組んでいることは大変意義があることだと思います。

市の考え方のところ、セミナーの開催や広報等という言葉が出てくるのですけれ

ども、私もこの審議会の委員をずっと長くやってきて、今までもずっとセミナーの開催と広報というのは聞いてきましたが、今までどおりのやり方では短い時間で不安や理解不足は解消されないのではないか、ここの部分はやはり強化するべきなんじゃないかと思います。

それから意見の中でも教育のことがかなり出てきていて、子どもたちに対する理解を図らなければならないという意見がたくさん出ています。市の考えのところには希望する学校にだけという言葉が出てくるのですね。希望する学校だけに理解増進に関わる情報提供をするのでは足りないのではないかと私は思いました。

最終的には議会の承認が得られなければ導入されないのですが、上程の時期と施行の時期が3か月ずれているのは良かったと思います。施行するまでの間にどんなことをするのか、それから施行した後どういうふうなことをするかという具体的なものはまだ出てないわけですので、そののころをしっかりと考えて対応していくということが必要だと思います。研修会の講師の方が言われた、制度を作ることが最大の周知に繋がるということを事務局ではよくおっしゃいます。私もそのとおりだと思いますが、制度を作るということは、できただけではいいのではなくて、できた後のことまでも含めて言っているということを考えてやっていただきたい。

それから、相談窓口の件も、コメントにあるとおり地域づくり課が相談窓口になるということですがけれども、市役所2階の相談窓口で本当にパートナーシップ条例の窓口として十分に機能できるのかなという感じはありますので、もう少し検討するべきではないかなと思います。

そしてコメントには男女共同参画審議会のことが何度も出てきていて、私達も真面目に今まで話し合ってきましたけれども、これからも責任を感じながら議論していかなければならないと強く感じた次第です。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。

我々も襟を正しながら、粛々と進めるということなのだろうと思います。

それでは事務局の方お願いいたします。

大竹地域づくり課 長補佐

今までどおりのセミナー等による周知では弱いというご意見をいただきました。この点につきましては、渡邊委員からもおっしゃっていただきましたけれども、やはり制度を作ることが最大の周知だという考えにつきましては、今もそのように考えているところでございます。こういった内容の条例について議会でご審議いただくというのは初めてでございますので、市民の代表の議員の皆様にご審議をいただくということが、やはり市民の皆様にご知っていただく機会であると考えてございます。この制度を導入するということを表明したこと、市民参画も行いまして、地域協議会等の場でもお話をさせていただくことができました。また、意見がパブリックコメントで54件あったということで、盛岡市よりも多かったという状況でございましたので、関心を持っていただけたのではないかなと考えてございます。50件程度ではまだまだ少ないのではないかなというご意見のある方もいらっしゃるかと思いますが、そのように捉えているところでございます。

また、学校での教育課程に盛り込むといった点についてもご指摘をいただきました。この点につきましては、学校で必ずやらなければならないものは決まっております。私が子どもの頃と比べましても、まず、土曜日が休みになった。それから、今ですと例えばプログラミングですとか、やらなければならないものは学校でも増えております。ただ、その中においても、総合的な学習の時間などを使いまして取り組んでいただいている学校は昨年度4校ございます。先日も中学校で1校、実施していただいておりますので、こういった取り組みが広がるように私どもとしては呼びかけ

を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから制度を作った後も大事だというご意見もいただきました。全くそのとおりでございまして、その点につきましても、職員の研修につきましてどのような形がいいだろうということで、庁内で検討を進めてございます。このほか、市民の皆様にも引き続き呼びかけをしてまいりたいと考えておりますが、この点を含めまして8月の末に例年どおりの年次報告書に関する報告のための審議会を予定してございますので、そちらの場でもご意見いただければと考えてございます。

相談窓口でございますが、地域づくり課だけでは不安ということで、私達が不安を与えないようにすればいいと思うのですけれども、実際に先行導入している県内他市の事例も伺ってまいりました。そうしましたところ、ほとんどが男女共同参画担当部局で相談を第一義的に受けているということでありました。多様な性に関しましては、県とも連携をとって進めてまいりたいということをお考えの中にも記載してございますけれども、引き続きそういった形をとってまいりたいと考えております。

高橋会長

ありがとうございました。
佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

自治体間連携によって手続きをある程度簡略化できるというのは非常にいいなと思っております。関連してですけれども、この制度で受けられる行政サービスは各自治体で決定するものになっていると思うのですけれども、例えば花巻市でサービスが受けられたけれども、他の自治体では受けられなかったということは想定されるのではないかと思います。こうしたことに関しても、自治体間の連携を含めて、今後協議されていくものでしょうか。

高橋会長

事務局、お願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

ご質問ありがとうございます。行政サービスについて、花巻市で受けていたサービスが他の自治体に行って受けられなくなることが想定されるのかということでございますが、正直に言って想定されます。当市におきましては異性間の事実婚やファミリーシップも対象としておりますが、先行して導入している市の中には、同性間のカップルのみを対象としているところもございます。自治体間連携につきましては、あくまでも申請等の手続きの簡略化、負担軽減といったところが主でございまして、要件につきましては転入先の市に従うということになってございます。逆に、他の市では受けていたけれども花巻市で受けられないケースとしては、病院での病状説明が考えられます。例えば盛岡市では盛岡市立の病院がございまして、病状説明等について市立病院で受けられていたが、花巻市では市立病院がございませぬので受けられないということも考えられます。この点については、民間病院の先生方、医師会等と相談してまいりたいと考えておりました。

なお、岩手県が設置している県立病院では、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体で宣誓している方であれば、県立病院でも病状説明等に対応くださる、導入している市町村の支援ということで、県ではそのようなことをやっていたておりますし、県営住宅の入居の要件ということでもご対応いただけるということがございます。当事者の方々のメリットの拡大ということで、そういった点も考慮しながら進めてまいりたいと考えたところでございます。

佐藤委員

関連してなんですけれども、今後連携をしていく中で、条例を改正する必要が出てきたときに、他市が要綱となっている中、手続きのスピード感という点で特に支障は

ないでしょうか。

高橋会長 事務局、お願いします。

大竹地域づくり課
長補佐 条例で導入した際の手続きのスピード感といったところがございますけれども、条例でございますので、改正する場合でも議会で承認をいただかなければならないといった点はそのとおりでございます。この点につきましては、当事者の方々の支援に本来に必要なであれば、議員の皆様にもその点を説明して、条例の改正をお願いするといったことが必要かと思えます。また、仮に要綱で導入した場合でも、利用が少なくても、実際に利用されている当事者の方々からすれば、簡単に変えられては困るということもあるかと思えますので、条例の場合でも要綱の場合でも、慎重に進めてまいりたいと考えているところです。

高橋会長 そのほか、ご意見ございますか。
高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 先ほど事務局から、学校にも共有しているという話がありましたが、市内の小学校4校とおっしゃいましたか。

大竹地域づくり課
長補佐 ご質問ありがとうございます。昨年度の例でございますが、4校と申し上げましたのは、中学校が2校、高校が2校となっております。今年度は先ほども申し上げましたが、まず中学校で1校やっていただいたところです。

高橋委員 学校でそういう教えをするのは凄く大切なことだと思いますが、子ども達や先生達の反応はどのような感じだったか、分かる範囲でお聞かせください。

高橋会長 事務局お願いします。

大竹地域づくり課
長補佐 子ども達の反応については毎回アンケートいただいておりますが、子ども達はむしろ素直に受け取っていると受け止めております。今年度実施した学校の校長先生の感想としましては、子ども達は自然に受け入れているけれども、大人の方が受け入れる考えを持たなければいけないとお話しいただいたと伺っております。

高橋会長 その他、ございませんか。

前回の審議会で、内容的には特に問題はないのではないかとということでしたが、市民や地域に対する周知の問題で、どのように設定するかという点があったと思えます。前回は時間の関係もありまして、またパブリックコメントなども控えているということから、事務局で考えてもらおうという流れだったと思えます。そして、パブリックコメントなどの結果を受けて議会への上程や施行期日の変更が必要だと判断されたようであります。これは個人的な感想になりますが、挙がっている意見や疑問、質問は非常にバラエティーに富んでいると思えました。今回の条例化やその内容に対する理解の程度もかなりまちまちなところがあると感じました。それであれば尚更、ガイドブックを作ったりしながら、市民へのより分かりやすい周知や花巻市の内部での周知徹底など工夫を重ねていくことが必要になると思えます。

あとは、施行が令和7年4月に先送りされるというところがあります。先ほど渡邊委員からもございましたけれども、議会に上程して条例が制定された時点から施行までの間はどのように対応するのかという質問もございました。本来の趣旨からして、

一部の市民が感じる生きづらさや不安を少しでも解消したいということであれば、制度の中身に理解が得られるのであれば施行は早い方がいいという感覚も個人の意見としてはございます。そのあたりのところは、改めて関係者などの意見も踏まえながら進めていくのではないかと感じております。

一つ一つ見ていくと大変なボリュームになるとは思いますけれども、全体的な方向としてはいいと感じました。個人的な感想ですので委員の皆様のご意見を拝聴したいというところです。それでは、委員の皆様には意見なり感想をお伺いしたいと思います。それでは晴山委員、いかがでしょうか。

晴山委員

資料を見させていただきまして、市民の皆さんは同じことを考えているなと思いました。これが制定になった際には、隅々まで伝わるような方法、皆が分かるような方法で、こういう条例ができたということを伝えてほしいなと思いました。

高橋会長

ありがとうございます。やはり、丁寧な説明が必要だろうということですね。それでは草木委員、お願いいたします。

草木委員

私も同じですが、必要な人に届かないというのがよくあることですけれども、まさに必要としている人のところに制定されたものが届くという形になればいいなと思いました。

高橋会長

ありがとうございます。
一斉にということではなくて、必要なところに適切に配れるようにという感じですかね。
それでは、平賀委員いかがでしょうか。

平賀委員

パブリックコメントの閲覧件数を見て、非常に多い結果が出ていたので、これだけ関心があるのだなと思って資料を見ていました。否定的な意見があつたのには驚きましたが、それが現実なのかと思います。先ほどから他の委員さんたちもおっしゃっていますけれども、理解を深めていかなければいけないことだと思いますので、ガイドブックなどに当事者の方たちが排除されないようなことを強く記載していただければいいのかなと思いました。私達も団体の代表として来ていますので、例えば職場や集まりに行ったときに理解を深めるように発信していけたらいいなと思います。

高橋会長

ありがとうございます。
それでは、竹内委員いかがでしょうか。

竹内委員

先ほどお話しがありました、必要な人に必要な情報を届けるということは本当に難しいと自分が仕事をしていても痛感しているところですので、必要な方に届けるためにはどうしたらいいのかということを考えていかなければならないのかなと思いました。また、閲覧件数は249件となっておりますが、私は少ないと思いました。ホームページの閲覧もたったの204件で、もしかしたら一人の方が複数回見ている可能性もありますので、関心が高いとはこの数字では言えないのかなと残念ながら感じました。なかなか難しい問題だとは思いますが、情報を皆さんに届けるというところに力を入れていっていただきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。もっと広く知ってもらふ必要があると伺いました。それでは熊谷委員、お願いいたします。

熊谷委員

条例で進めるということで、市民参画に取り組んだ成果があったのではないかなと思っています。否定的な意見もたくさん出てきたところでございますので、市におかれましては、これらの意見も踏まえて丁寧に対応していくということが必要じゃないかなと思いましたが、人権の意識ですとか伝統的な家族の話はいつも出てくる話だと思いますが、それはそれで大事ですし、こういった新しい制度も大事だということで、丁寧にやっていくことが必要ではないかなと思いましたが、それには周知とか教育も一緒にやっていかなければいけないので、難しい問題で大変かと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋会長

ありがとうございます。この点に関しては、制度を作ることが周知の広がりにつながるという市の方の考えがあったようです。
それでは早野副会長、お願ひします。

早野副会長

SNSなどでも認知度が高まったり、フォロワーやファンが増えるとそれだけアンチも出てきたりするぐらい、いろんな方がいて、いろんな意見があるのだと思ひます。反対意見や不安の声として、今までの環境やあり方が変わると感じて、制度の導入を拒絶したり、不安になったりする人はいると思ひます。私達審議会委員は、ジェンダーと多様性に特化していつも話し合っていますし、私達ですら段階を踏んでパートナーシップとかファミリーシップのことを段々分かってきているところなので、皆さんがおっしゃるように、市民の方々にご理解いただけるようにというところを頑張っていけたらと思ひます。あと感じたことは、私の子供が通っている学校で、去年、文科省の人権教育研究推進指定校になっていて、ジェンダーと多様性についてであったり、NGOの方が来て講演してくれたりしたこともありましたが、なぜ指定校なのだろうか、全部の学校でやればいいのかと思ひました。男女共同参画でも、一律に全部にやってもらえるといいと思ひます。皆さんがおっしゃった必要な人に必要な支援が届くようにとか、情報がいかないのが心配だということですが、例えば、一般的に結婚して妊娠、出産した人は母子手帳をもらって検診を受けてと知っていますのですけれども、知らない人もいます。母子手帳をもらえることや助成金が出ること、検診を受けなければいけないということすら知らないで生まれる日を迎えてしまう人もいますので、この制度を求めている人ももちろんいて、注目している人もいますと思ひますが、そういうのを知らない人達にも届くような方法があるといいなと感じました。知識や情報、支援というのがちゃんと届けばいいと思ひます。

高橋会長

ありがとうございます。
それでは渡邊委員、お願ひします。

渡邊委員

3か月後に延びたので、それまでの間にやることは、多分考えていらっしやると思ひますが、やはり全部というのは無理なので、最初にやることは花巻市の職員の方とか、いろんな事業所のトップにいる方々、学校の先生方とか、そういう上に立つ人については、施行の4月1日までの間に周知徹底していただくことが大事だと思ひます。市民についてはポスターとかチラシ、広報などがあるかと思ひますが、施行の前までには上に立つ人とか実際の窓口になるような人には分かっていたいただきたいと思ひます。施行後には幅広く周知が必要だと思ひますが、先ほど言ったように、今までどおりのセミナーとか広報では絶対足りないと思ひます。また、早野さんがおっしゃったように学校については、この学校ではやったけどこの学校ではやらないということがないようにしたいということ、あとはパートナーシップ条例に特化した授業

ではなく、性的マイノリティに関わる授業というのは包括的性教育の中でちゃんとできるものなので、そちらの方で小学校の頃から段階を踏んでちゃんと学習できるようなプログラムの中でやっていくことを推進するべきではないかなと思います。せっかく制度ができて、何の効力もなく、絵に描いた餅で、今はこうやって話題になっていても、いざ決まった後はもしかすると忘れられてしまうかもしれない。結局、当事者感の全くない認識なので、これはまずいということで、必要な人に届くような制度にするためには継続して、今まで以上の取り組みをしていく必要があると思います。

高橋会長

ありがとうございました。
事務局、お願いします。

大竹地域づくり課
長補佐

皆様方から貴重なご意見を伺いました。
特に周知に関するご意見をいただきました。以前にも、この審議会場で申し上げたことがあると思いますが、私自身の考えといたしましては、最も効果のある周知というのは口コミだと思っております。自分の知っている人から、今度花巻市がこういう制度を導入するというお話いただくのは、どんな広報よりも効果のあることと考えております。先ほど平賀委員から職場等でもお話してまいりたいということでお話をいただきましたので、大変心強く思っております。

また、早野副会長からもありましたけれども、ある程度周知がなされてくると、それに伴って否定的な意見も出てくるということもございました。市といたしましては、今回いただいたご意見で明確に否定的なものは少なかったと思っております。そもそもどういったものか分からないから説明してほしいですとか、導入することによってデメリットはないのか、実際に当事者の方々は花巻市にどのくらいいるのかというような事実確認でございましたので、これは私達が発信していかなければならないところであると考えてございます。この点につきましては引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

必要な人に必要な支援をということについては、そのとおりで考えております。LGBTと言われる方々は人口の3%から10%だということで申し上げました。実際に県内の先例市に聞き取りをしても利用している件数はあまりございません。それでも、少数の方々であっても必要としている方々がいらっしゃるの、そういった方が必要な時に使えるような環境を整えたい、そして理解の促進に繋がりたいというのが今回考えたところでございます。

今回の市民参画ではたくさんのご意見をいただきましたし、また、意見を寄せてない方々の中にも多数のご意見があると思います。こういった方々に、市が考えたことを全部届けるということは、なかなか難しいことです。また、そういった方々の意見を全部伺うことができればいいのですけれども、それはできませんので、市民の方々に選挙で選ばれている議員の皆様にも最終的にはご判断をいただきたいということで考えたところでございます。今回、皆様方からいただいた貴重なご意見も参考とさせていただきます。引き続き制度の検討に当たってまいりたいと思っております。

先ほど申し上げたように、12月議会での提案ということになってございます。8月には年次報告書のための審議会もお願いすることになりますので、その場でもお気付きになりましたことがありましたらお話いただければと思っております。大変ありがとうございました。

高橋会長

まだ少し時間があるようですので、何かありますでしょうか。
晴山委員お願いします。

晴山委員 パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度という言葉が出たときからずっと感じておりましたけれども、何のパートナーシップなのか、ファミリーシップなのか、主語がないのではないかなと思います。LGBTなどの主語がないと、どのような方に対するパートナーシップ制度なのか、ファミリーシップ制度なのかというところがピンと来なかったもので、主語があったらもっといいのかなと思っています。

高橋会長 事務局、お願いします。

**大竹地域づくり課
長補佐** 当初は同性に限った制度ということで考えてまいりましたが、審議会の皆様も含めて様々な方々からご意見を伺っていく際に、同性だけでなく異性間の事実婚も含めて制度を制定したいということが出てまいりましたので、こういった名称となつてございます。他の先例市の条例につきましては、多様な性への理解といったような条例名になってございます。こちらにつきましては、先例市の場合は昨年のLGBT理解増進法前に制定している条例でございまして、当市の場合は法律が先に制定されたものですから、多様性に関する理解促進については、この法律に制定されている地方自治体の役割の中で、そして皆様にもご意見をいただいて策定した第3次男女共同参画基本計画の中で取り組んでいこうと考えたところでありますので、条例の名称につきましてはパートナーシップ制度の内容を定めるものだというところをこのようなタイトルで表現させていただいたところがございますので、何とかご理解をいただけないかなと考えています。よろしくをお願いします。

高橋会長 ありがとうございます。

周知という言葉が使われていますけれども、いろんな情報がポンポン飛んでくる。例えば同性婚に関しては、つい最近、タイで合法化されたとありました。そうかと思えば、その前後にアフリカの方が難民申請をして許可されたということや、もう少し前にはドイツの性別変更に関する情報も出ております。そういう情報がどんどん入りますと、ますます混乱してくるという感じはあります。同性間の結婚なり、事実婚の関係も法律で決められればすっきりするものだと思いますけれども、法律にするとしたら、国民の代表の大方の賛同を得なければいけない。そういうことからすると、現在の状況でできる限りのことをして、行政サービスを提供することによって、少しでも生きづらさや不安を解消できるようにということが進められているものと読みました。

周知の方法に関しては、男女共同参画審議会の定番的なお話でもありますので、次回の年次報告のときにご意見をお伺いすることができると思います。

それでは早野副会長、お願いします。

早野副会長 資料 No. 5 で感じたことですが、私もいろんな計画の策定などに関わっていて、社協さんの会議とかで気付いたのですけれども、ご高齢の方が多い会議でご指摘された方がいらっやいまして、資料を最初から見ると、先ほど晴山委員がおっしゃったようにパートナーシップ、ファミリーシップは何のパートナーなのかと思って中身を見ると、1行目のジェンダーアイデンティティなども、どこかに注釈は書くのでしょうか。

**大竹地域づくり課
長補佐** 資料 No. 5 の条例第2条に用語の定義を記載しております。これについては法律、例規の書き方になりますので、今お話いただいた点については、ガイドブックの中でどのようにカバーできるか考えてまいりたいと思います。

早野副会長 ありがとうございます。ガイドブックや広報に載せるときに分かりやすく記載していただければいいなと思いました。

大竹地域づくり課
長補佐 例規は書き方のルールがございますので、ガイドブックを作成する際は今いただいたような点も踏まえて検討したいと考えております。ご意見ありがとうございます。

高橋会長 ありがとうございます。
議論は尽きないと思いますが、今回はパブリックコメントの結果を受けて、前回の素案に周知期間の点で微修正が入ったということがメインの報告だと思えます。
そのことに関しては特に異論はないようでしたので、ガイドブックの件も含めまして、進捗を楽しみにしながら事務局にマイクをお返ししたいと思います。

4 その他

坊澤地域づくり課
長 ありがとうございます。それでは次第4その他になりますが、委員の皆様から何かございますか。

(発言する者なし)

坊澤地域づくり課
長 それでは事務局から、報告いたします。

大竹地域づくり課
長補佐 先ほどから周知ということでお話をいただいておりますので、事例を紹介いたします。パブリックコメントを行っている最中に、男女共同参画推進員の方々に手作りでレインボーフラッグを作っていただき、イトーヨーカドーで配布活動をしていただいて、「中でパブリックコメントをやっていますのでぜひお願いします。」という呼びかけの活動もしていただきました。この取組はこれまでやっていなかったことですので、こういった形でもご協力をいただいて、周知活動を行っておりますのでご報告いたします。

今後のスケジュールにつきまして、年次報告の審議会を来月ご案内させていただきます。早めにお知らせを出したいと考えてございますのでよろしく願いいたします。

5 閉会

坊澤地域づくり課
長 それではこれもちまして本日の審議会を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

(午後2時55分閉会)